

令和2年山形村議会第1回定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月12日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 議案第 3号

日程第 3 議案第 4号

日程第 4 議案第 5号

日程第 5 議案第 6号

日程第 6 議案第 7号

日程第 7 議案第 8号

日程第 8 議案第 9号

日程第 9 議案第10号

日程第10 議案第11号

日程第11 議案第12号

日程第12 議案第13号

日程第13 議案第14号

日程第14 議案第15号

日程第15 議案第16号

日程第16 議案第17号

日程第17 議案第18号

日程第18 議案第19号

日程第19 議案第20号

日程第20 議案第21号

日程第21 議案第22号

日程第22 議案第23号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 3 発議第 1 号

日程第 2 4 付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申し出について

日程第 2 5 閉会中の所管の事務調査の申し出について

日程第 2 6 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員 (12名)

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	保 育 園 長 篠町通憲 君
産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君	建 設 水 道 課 古畑佐登志 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をする場合は事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、竹野入恒夫議員、10番、小林幸司議員を指名します。

◎議案第3号～議案第23号

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

既提出議案の審議、表決を行います。

日程第2、議案第3号から日程第22、議案第23号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月4日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第4号「山形村交通安全条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「課設置条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第12号「令和元年度山形村一般会計補正予算(第5号)」の所管の款・項、議案第16号「令和元年山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、議案第17号「令和2年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第21号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第22号「令和2年度山形村水道事業会計予算」、議案第23号「令和2年度山形村下水道事業会計予算」の13議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月5日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号「山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「令和元年度山形村一般会計補正予算(第5号)」所管の款・項、議案第13号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第14号「令和元年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号)」、議案第15号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第17号「令和2年度山形村一般会計予算」所管の款・項、議案第18号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第19号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第20号「令和2年度山形村介護保険特別会計予算」の10議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第2、議案第3号「山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第4号「山形村交通安全条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第5号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第6号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第7号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第9号「課設置条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

- 2番(大池俊子君) 2番、大池です。反対の立場から討論したいと思います。

まず、この課の変更が提案されたのがこの2月です。今までも組織再編成が何回かありましたが、提案されたのは前年の6月とか9月、12月の議会では出されていません。遅くとも昨年の定例会には出してほしかったということです。十分議論する時間がありません。

そして2つ目に、地方自治法第170条の要旨のところ、地方公共団体の会計事務については支出命令機関、長と現金出納をつかさどる執行機関、会計管理者等を分離し、事務処理の公正を確保することを基本原則としている、チェックの担保という

のできません。総務課長という役目は、そして会計管理者との兼務というのは、両方とも思い責任です。会計管理者と予算を執行する総務課長という兼務は、このチェックというのを無意味にするのではないか。仕事についても大変重責で、大変であるということです。

以上の点からしましても、この案については反対であります。

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 本案に反対の議員の討論を許します。

小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 議席番号10番、小林幸司です。

先ほど大池議員がおっしゃったのと同じことですが、企画振興課を新たにつくるというのは、総務課の中にあってはなかなか村の企画をすることができないということので新設は賛成なのですが、会計課を総務課の中に置くという話がされておりました。総務課長が会計責任者を兼任するという話も出ておりました。

数年前に総務課長が会計責任者を兼務したことがありますが、その当時のことを思い浮かべてもあまりにも仕事が大変過ぎて心労ないしは重労働というところを覚えておりますので、この会計というところは単独であると思いますので、この議案については反対をさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 以上で、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第10号「課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2番、大池俊子です。日程第8の9号と同じ理由で反対であります。

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 以上で、討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第11号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第12号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第5号）」についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第13号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第14号「令和元年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第15号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第

4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第16号「令和元年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第17号「令和2年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大月民夫議員。

○8番(大月民夫君) 議席ナンバー8番、大月民夫です。新年度の予算審議にあたりまして、新たな行政運営の施政方針に対する所感を、2つの観点から述べさせていた

だき、あわせて新年度スタートに向けてのご提言を一言申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

まず、当村に限らず、全国各地の自治体運営に対し、かねてより縦割り行政がもたらす弊害と不満の声は多方面で噴出し続けておりました。

当村におきましては、近年庁内横断的な思考への切りかえが随所で見受けられるようになってまいりましたが、今回、新たに設置されます企画振興課が所管する主たる業務は村政の施策の総合的な企画及び調整を行うこととしており、守備範囲も、行政施策、地域振興、コミュニティ等々幅広く、まさに八十有余名全職員の英知を結集して取り組むバックボーンがなければ、業務推進は困難ではないかと推察いたします。

この機に、庁内横断的な体制強化に拍車がかかり、精力的な行政運営が全ての職員の皆様のもとでいきいきと推進されることを大いに期待したいと思います。

次に、施設利用者の皆さんから多面にわたって改善着手の要望をいただいておりますトレーニングセンター並びにミラ・フード館のトイレ施設の改修がバリアフリー化と洋式化を一括して新年度に実施する英断を願ったことに敬意を表します。

いずれの施設も、村内外を問わず、幅広い地域からの老若男女が集う、活力創出の貴重な交流施設でございます。トイレ施設の改修がもたらす快適度のレベルアップは、施設を大事に使用し、未永く活用する機運に必ず結びつくものと思われま

しかし、そうは言いましても、ミラ・フード館が28年目、トレーニングセンターに至っては40年目の歴史を刻む施設です。今後は不具合の発症時は、あまり重症化しない軽度のタイミングで補習を心がけ、長寿命化策を図っていただく、そんな観点での点検・維持管理をお願いしたいと思います。

終わりに、恐縮ではありますが、提言事項を申し上げます。

年度切りかえ時期は、一種の緊張感がある中ではありますが、新たな目標設定をし、意気揚々とスタートを切るのが常と思われま

一説には、ウイルス終息時期が不透明ではありますが、リーマンショックの比ではない、世界規模での経済危機到来に備える覚悟が必要だという見方がございます。具体的にどのような影響を受けるか、支援体制も含め、冷静な判断が望まれますが、弱者に及ぼす影響力は致命傷に直結するケースも否定できません。言葉を発することも困難な弱者の皆さん方を最優先に見守り支援体制の強化を遅滞なく講じていただきま

すよう、切にご提言を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第18号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第19号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第20号「令和2年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第21号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第21、議案第22号「令和2年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第23号「令和2年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審査、表決は終了しました。

ここで、議案の作成、整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時05分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時06分)

◎発議第1号

○議長(三澤一男君) 日程第23、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出議員より、提案説明を求めます。

大月民夫議員。

(8番 大月民夫君 登壇)

○8番(大月民夫君) それでは、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正す

る条例について」提案理由の説明をいたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

役場組織の見直しによる「課設置条例の一部改正」に伴い、議会委員会条例第2条第1号に定められております、総務産業常任委員会の所管する課などを変更するものであります。

なお、過日の議会運営委員会及び議会全員協議会において、ご協議いただいておりますが、再度ご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。

それでは、発議第1号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第24「付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

福祉文教常任委員長より、会議規則第75条の規定による負託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査については、福祉文教常任委員長申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、福祉文教常任委員長の申出のとおり、閉会中もなお継続審査することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第25「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第26「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長より閉会のあいさつがあります。
本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月2日開会以来、本日に至るまで11日間にわたり開催されてまいりました。この間、議員各位には、提案申し上げました案件に対し、それぞれ慎重にご審議の上、可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中、皆様からいただきましたご意見・ご指摘などにつきましては、十分精査の上、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

令和元年度も残すところ19日となりました。

昨日は、新型コロナウイルスの感染症の拡大とともに、春の高校野球が中止となりました。また、7月開催のオリンピック・パラリンピックの延期や中止も話題となってきました。

今朝のニュースでは、WHOの事務局長が新型コロナウイルスについて2009年の新型インフルエンザの流行以来11年ぶりの世界的な大流行を示す「パンデミック」と表現しております。

新年度は中国発の新型コロナウイルス感染症の拡散と、年々激甚化しております自然災害など、大変厳しい船出であります。また、地球規模の環境問題や最先端技術を活用する自治体への移行など、極めて専門性の高い行政施策も求められております。

令和2年度も職員一同、小さな村だからこそできる住みよい村づくりを、村民の皆様と協働で進めてまいります。

議員各位には、年度末に向け、公私ともに多忙な時期を迎えますが、健康には十分ご留意をされまして、今後とも山形村の発展のため、ご活躍をいただきますよう、祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和2年第1回議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時14分）
